

日本教材学会研究発表大会に関する規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、日本教材学会の研究発表大会において会員が研究発表を適正に行い、正式発表と認定されるための条件および規則を定める。

(発表申し込みとその受理)

第2条 大会での発表を申し込む会員は、発表年度を含み会員期間の年会費を、当該発表年度の5月末日までに遅滞なく納入しなければならない。

2 大会で発表する会員は、以下の条件を満たさなければならない。

(1) 筆頭・連名を問わず、大会実行委員会が指定する期日までに発表申し込みをしなければならない。

(2) 筆頭・連名を問わず、大会参加費を大会実行委員会が指定する期日までに納入しなければならない。

(3) 筆頭発表者は大会実行委員会が指定する期日までに研究発表要旨集の原稿を提出しなければならない。

(4) 上記の条件が満たされない場合は、発表申し込みは受理されない。または、受理が取り消される。

(発表研究の条件)

第3条 発表研究は、大会での発表時において未発表であるものに限る。すでに印刷製本して公表された研究(単行本、学会誌、紀要[大学、研究会、園等]、雑誌等に発表されたもの)や、他学会等の大会等ですでに発表された研究は、大会において発表することはできない。

2 発表研究は、本学会倫理綱領に基づいていなければならない。発表者はこれを踏まえて、発表者自身の責任において発表する。

(発表に関する制約)

第4条 発表は、1人1回に限る。ただし、連名発表者となる場合は、筆頭発表を含めて3発表まで認められる。同一研究グループ内で発表者を分散させるなどして、複数の発表をする場合も、実質上同一研究グループによる研究である限り、3発表を超える発表はできない。

2 同一のテーマについては、2発表まで認められる。タイトルの一部を変えても、実質上連続した発表である場合は、2発表を超える発表はできない。

(発表の成立条件)

第5条 ポスター発表は、「ポスターでの発表」「質疑応答への参加」「研究発表要旨集への掲載」の3条件を満たすことで正式発表と認められる。また、発表者は「発表説明責任時間」の間、自分のポスター掲示場所に在席していなければならない。かつ、ポスターは所定の時間掲示されなければならない。

- 2 口頭発表は、「口頭での発表」「討論への参加」「研究発表要旨集への掲載」の3条件を満たすことで正式発表と認められる。また、発表者は分科会終了前に退席することはできない。
- 3 発表者は、分科会開始前に分科会会場での受付を済ませ、その会場にて待機しなければならない。
- 4 研究発表の際、筆頭発表者は必ず分科会に出席しなければならない。
- 5 研究発表の際、原則として連名発表者全員が分科会に出席しなければならない。なお、連名発表者も各自が論文の発表、要旨、および研究の内容に責任をもつ。
- 6 筆頭発表者がやむをえない理由（急病、災害、交通トラブル等）で発表ができなくなった場合、事前に大会実行委員会の承認を得ることで、連名発表者が代行して発表することができる。座長への届け出での取り下げおよび交代は無効である。

（研究発表の取り消し）

第6条 すべての研究発表の終了後、本規程に反することが確認された発表は理事会の議を経て「発表取り消し」とされる。

（改廃）

第7条 本規程の改廃は理事会が行う。

本規程は、2019年5月25日から施行する。